

酸素欠乏危険作業チェックリスト

区分	チェックポイント	良 否	改善事項	
環境 管 理	設備・環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 酸素欠乏危険場所またはこれに隣接する場所では、立入禁止の表示を行っているか。 ・ はしご、繊維ロープなどの避難用具を備えているか。 ・ 冷蔵室などに係る必要な措置を講じているか。 ・ ガス漏出防止措置を講じているか。 ・ ガス排出に係る必要な措置を講じているか。 ・ 空気の希薄化の防止措置を講じているか。 ・ 地下室などにかかる必要な措置を講じているか。 		
	環境測定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業開始前に空気中の酸素、硫化水素の濃度を測定しているか。 ・ 測定記録を3年間保存しているか。 ・ 測定器具を整備しているか。 		
	調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ メタン、炭酸ガスが突出するおそれのある場所では、ボーリングなどにより、ガスの有無及び状態を調査しているか。 ・ 圧気工法による作業を行う場合、空気の漏出の有無、程度、濃度などを調査しているか。 		
作 業 方 法 管 理	資格等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 酸素欠乏危険作業主任者（第1種、第2種）を選任しているか。 ・ 作業主任者は所定の職務を励行しているか。 ・ 特別教育を実施しているか。 		
	作業方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業基準に基づいた安全な方法で作業を行っているか。 ・ 空気中の酸素濃度を18%以上に保つよう、換気を行っているか。 ・ 空気中の硫化水素の濃度を100万分の10以下に保つよう、換気を行っているか。 ・ 空気呼吸器などの保護具を使用しているか。 ・ 酸素欠乏などによって転落するおそれのある場合には、安全帯、命綱などを使用しているか。 ・ 空気呼吸器や安全帯などの保護具を作業開始前に点検し、異常があれば補修、取り換えを行っているか。 ・ 作業場入退時に人員を点検しているか。 ・ 近接する作業場と連絡を取り合っているか。 ・ 作業中、監視人などを配置しているか。 ・ 溶接に係る必要な措置を講じているか。 ・ 設備の改造などの作業に、法的な措置を講じているか。 ・ 事故などの報告を働基準監督署長に行っているか。 		
	職場巡視	<ul style="list-style-type: none"> ・ 始業点検、定期点検、随時点検を行っているか。 ・ 職場巡視者は決めているか。 ・ 巡視記録は保存しているか。 ・ 前回の巡視で指摘された改善事項を処理しているか。 		
健康管理	診察等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 酸素欠乏症などにかかった作業者を、直ちに医師の診察、処置を受けさせるようになっているか。 ・ 作業中の作業者が息苦しくなったり、気分が悪くなったりしてはいないか。 		

参照 酸素欠乏症等防止規則 しおり平成16年版101頁